

看護学教育の定義（案）に対するパブリックコメントの提出意見と回答

看護学教育制度委員会

2011年から検討を重ねてきました「看護学教育の定義」について、今年3月から5月にかけてパブリックコメントを実施し、5件のご意見を頂きました。ご協力いただき、ありがとうございました。看護学教育制度委員会からの回答と修正した「看護学教育の定義」をお知らせ致します。

1. パブリックコメントの実施概要

実施期間：2015年3月17日（火）～5月8日（金）

掲載場所：日本看護学教育学会ホームページ

学会誌に同封

意見提出方法：電子メール

意見提出件数：5件

2. 看護学教育の定義（案）

「看護学教育とは、看護職を志向する人および看護職の資格を有する人を対象として、看護実践の質を改善していくための教授学習過程である。看護学教育は 基礎教育のみならず、継続教育においても行われるものである。」

3. 提出意見と回答

No.	提出意見	委員会回答
1	<p>この定義を、最小にした場合、「教育とは、過程である。」となります。教育とは、過程なのでしょうか？</p> <p>教育は、「教え」「育む」ことであり、提供する側の意味合いを持つもので、教育を受ける側の意味合いは無いものと思います。</p> <p>従って、教授は、「教え」「授ける」ということで、提供する側の意味合いを示していると理解できますが、学習は、「学び」</p>	<p>教育とは過程であると考えて良いかについては、教育学の辞書には教育とは過程であるという定義があります（現代教育学事典、現代教育用語事典）。</p> <p>教育には、教育を受ける側の意味合いは無いという考え方も存在します。しかし教授学習過程は、教師の活動の役割を重視する立場と学習する側が主体的に学びとる能動的な活動を重視する立場を統一することを目指して用いられるようになった概念です。本定</p>

	<p>「習う」ということで、教育を受ける側の意味合いになると思います。</p> <p>また、教育者とした場合、その構造は、「教育する」「者」となると思います。看護学教育の定義を、これに当てはめると、「教授学習過程する者」となり、意味が通じないように思います。</p> <p>さらに、仮に、教授学習過程の「学習」の意味を、教育する過程において、教育する側に、教授するだけでなく、自らも学ぶべきことがあるという意味合いで使用するのであれば、一単語「教授学習」で表現しない方が良いと思います。</p> <p>「看護職を志向する人」という表現ですが、「志向」に対象として、「看護職」に違和感を覚えます。</p> <p>「志向」を使うのであれば、「看護職になることを志向する人」が適切のように思いました。</p> <p>後半の一文も、伝えたいことは分かるのですが、日本語の文脈として、違和感を覚えます。</p> <p>国語学を専門とする方にも、ご意見を伺ってはいかがでしょうか？</p>	<p>義（案）では、この考え方にに基づき、教えることと学ぶことはダイナミックな相互作用と捉えています。</p> <p>教授学習過程の表記方法は、論文や辞書によって、教授・学習過程、教授 - 学習過程、教授＝学習過程、教授学習過程と様々です。日本語表記として、教授学習過程が望ましいと考えました。</p> <p>国語辞典によると、志向とは「意識が一定の対象に向かうこと。考えや気持ちがある方向を目指すこと。」とあり、「音楽家を志向する」という例も挙げられています。看護職と言う職業に意識が向かうことは、言語的に問題がないと思います。</p> <p>修正した定義に関しては、論文の書き方の著書のある研究者に確認をしてもらいました。「短い文の中に必要十分な情報が端的に盛り込まれている」とのことでした。</p>
2	<p>「看護学教育」の定義と「看護教育」の定義は、異なると思いますがいかがでしょうか。ここに書かれている定義(案)の内容は、「学」でなくても看護教育の定義でも同じように受け取れる表現です。看護学の「学」が入った場合には、どのような定義になるかについて修正する必要があるか</p>	<p>ご指摘のとおり、「看護を学問として」という意味を含むように修正します。</p>

	<p>と思います。『看護を学問として教授する』という内容の表現が入る必要があると考えますので、今後ご検討ください。</p> <p>看護教育と看護学教育の違いについて、1980～1990年代にかなり議論がされましたので、「学」が入っているということを意識した表現を定義(案)にする方がよいと思います。よろしくをお願いします。</p>	
3	<p>ご呈示いただいた定義の中で、「看護教育とは・・・看護実践の質を改善していくための教授課程である。」と書かれた部分が、後半の文節で説明された意味に相当しないではないかと思われます。</p> <p>看護学教育を、基礎教育、継続教育両者を含む概念とするのであれば、基礎教育における教育内容は、0から看護実践能力を修得（又は獲得？）する段階なので、その意味を追加する必要があると考えます。</p> <p>たとえば、</p> <p>「「看護教育とは、看護職を志向する人および看護職の資格を有する人を対象として、看護実践能力の修得ならびに看護実践の質の改善をめざすための教授学習過程である。看護学教育は、基礎教育のみならず、継続教育においても行われるものである。」</p> <p>（看護実践能力の修得の内容に有資格者が学習内容も含むなら習得の方がいいかもしれません。）</p>	<p>看護職を志向する人の場合、看護実践の質の改善をしていくためではないというご指摘は、その通りだと思います。「看護実践の質の保証あるいは改善のために」という表現に修正します。</p>
4	<p>（新案）看護学教育の定義</p> <p>「看護学教育とは、質の高い看護実践を志</p>	<p>看護を学ぶ人は、必ずしも職業や資格に規定されないという考え方もわかります。しか</p>

<p>向する学習者の教育ニーズに応える支援活動である。」</p> <p>教育の対象「看護職を志向する人および看護職の資格を有する人を対象」</p> <p>→「質の高い看護実践を志向する学習者」</p> <p>【理由】看護を学ぶ人は、必ずしも職業や資格に規定されないと考えます。</p> <p>看護学教育の目的「看護実践の質を改善していく」</p> <p>→「質の高い看護実践を志向する学習者の教育ニーズに応える」</p> <p>【理由】看護学は質の高い看護実践を志向することを目的とした学問であることに異論はありませんが、質の高い看護実践を志向することは実践につながりますが実践そのものとは異なります。実践そのものを看護学教育の目的の前提とするのには無理がないでしょうか。</p> <p>言い換えれば、看護実践を持たない学習者を対象に「看護実践の質を改善していくための」教育といった場合には、看護実践経験が前提となっているとも取れ無理はないでしょうか。一方で、「質の高い看護実践」とは何かについては、臨床現場でも、初学者を対象とした基礎教育の現場でも志向していると考えます。</p> <p>教育の定義「教授学習過程である」</p> <p>→「学習者の教育ニーズに応える支援活動である。」</p> <p>【理由】現在の高等教育においては、一方的な教授の問題が指摘され久しくなっています。また、基礎教育の場、あるいは継続教育の場においても教育とは教育者</p>	<p>し本学会の目的は、定款第3条に以下のように書かれています。「本法人は、看護学教育の発展を図り、看護職者による専門的な活動の質向上に寄与することを目的とする。」この目的を踏まえた定義を考えています。</p> <p>教授学習過程の考え方は、ご指摘のとおり教授する側と学習する側の相互作用を重視するものです。</p>
--	--

	<p>が学習者に教授するものではなく、教育者と学習者が目的・目標を共有し、学習者が主体となって探求的に学習する教育が現代教育の主流ではないでしょうか。以上のことから、上記のように示してはどうかと考えました。教育ニーズが、学習者の要望そのものではなく、教育者による専門的かつ客観的評価によることは言うまでもありません。</p> <p>範囲「看護学教育は、基礎教育のみならず、継続教育においても行われるものである。」</p> <p>→削除する</p> <p>【理由】この一文があることで、教育の対象と同様に規定(ある限界性)が生じます。</p>	<p>ご指摘のとおり修正します。</p>
5	<p>「看護学教育とは、看護職養成課程にある者および看護職者を対象として、最良の看護実践をするための教授・学習過程である。看護学教育は、基礎教育、大学院教育、継続教育を包含している。」</p>	<p>ご提案を参考に検討します。看護職養成課程にある者および看護職者を対象とすることと、基礎教育、大学院教育、継続教育で行われるという内容が重複するので、後半を削除することにします。</p>

パブリックコメントを受けて修正した定義

### 看護学教育の定義

看護学教育とは、看護実践の質の保証あるいは改善のために、看護職を志向する者および看護職の資格を有する者を対象として、看護学の体系に則って展開される教授学習過程である。